

貴自治体名 豊橋市懇談日時 10月 22日(水) (午前)・午後 10時 30分～ 12時00分懇談会場 東123会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 税の滞納について 担当課(財務部納税課)電話(51-2254)FAX(56-5110)

- ①滞納整理マニュアルはありますか ()ある ()ない
- ②滞納者の件数(30,103)件
- ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)
- 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件
※分割納付による債務承認 416件
- 2)換価の猶予の適用件数(1)件
- 3)滞納処分の停止の適用件数(4,603)件
- ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(244)件
- ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

機構で処理する案件は、参加市町村の事案とし、当該事案の選定は、原則として、次に掲げる基準に該当するものうちから、機構と当該事案を所管する参加市町村が協議の上決定する。

1 原則として、個人住民税の滞納があり、他の市町村税(法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市町村税)と併せた滞納額の本税額が市にあっては50万円以上、町村にあっては30万円以上である事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの

2 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの

3 滞納者の住所又は所在地が愛知県内にあるもの

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか
()引き継ぐ ()引き継がない

【2】1. 生活保護 担当課(障害福祉課)電話(0532-51-2158)FAX(0532-56-5134)

- ① 活保護の申請件数とその保護件数について
2013年度相談件数 (989)件、申請件数 (298)件、そのうち保護開始件数 (255)件
- ②2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (1,908)世帯 (2,435)人
- ③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
	介護保険料	人
	高額介護サービス費利用負担上限額	人
	自立支援医療の負担上限	人
	障害福祉サービスの負担上限	人
	医療保険の自己負担限度額	人
	保育料	人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
	国民健康保険の保険料(税)	
	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	
	③生活保護基準引き下げに伴い連動する制度については、 9/9 愛知県保険医協会様と協議の上、全項目空欄で提出します。	

※以下は市のみお答えください

- ④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	22人	2年 0カ月	人	87世帯	112人
2014年4月1日現在	22人	2年 2カ月	人	87世帯	111人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけてください。

(○)自立相談支援事業 (○)住宅確保給付金の支給 ()就労準備支援事業

(○)一時生活支援事業 (○)家計相談支援事業 (○)学習支援事業

()その他(記述:)

2)運営形態について (○)直営 ()委託 → 委託先()

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (-)カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(長寿介護課)電話(51-2359)FAX(56-3810)

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある→実施年月(H18年 4月)2013年度実績(21)件(97,180)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

()ない (○)ある→実施年月(H15年 7月)2013年度実績(909)件(28,887,898)円

③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (795)人(25年 10月現在)

④介護給付費準備基金について

2012年度末の残高(1,125,588)千円

2013年度末の残高(1,274,986)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑤地域包括支援センター設置数(18)箇所 直営(0)箇所、委託(18)箇所

職員配置人数(78)人 正職員(72)人、非正規職員(6)人

⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日()年()月()日 2013年度実績()件

(○)検討中である ()実施の予定がない

⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日()年()月()日 2013年度実績()件

(○)検討中である ()実施の予定がない

⑧高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

()実施している → 実施年月日()年()月()日 2013年度実績()件

()検討中である (○)実施の予定がない

⑨配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週5回以内(特別給付)、週2回以内(地域支援)、昼
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(102,623)食÷年間配食日数(362)日 =1日当たり平均(283)食
	1食あたりの助成額	250円
	1食あたりの利用者負担額	290円～450円
会食方式	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
対象事業の名称	ふれあい収集	
対象者の要件	ごみを自ら運び出せず、かつその協力を得られない65歳以上、身体障害者単身世帯など	
1カ月平均利用者実数(2013年度)	297 世帯	

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ()助成制度はない ()検討中である		
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	10万円	
	利用者実数(2013年度)	417件	
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2013年度)	

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

- ・高齢者安心生活サポート事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯で、閉じこもりがちな家庭にボランティアを派遣し、会話を中心に簡単な生活支援を実施。(支援先高齢者： 人)
- ・高齢者等見守りネットワーク事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯を対象に、ライフライン事業者等の協力事業者が日常業務の中で何か異変を感じた場合に市へ連絡する。
- ・老人クラブ一声運動事業：ひとり暮らしや高齢者のみ世帯宅を訪問し、声かけをする。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障がい者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円	
	その他特記事項		
	2013年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ()していない ()検討中である	
		各対象者の要件及び助成内容	
	高齢者	・70歳から79歳：2千円の電車・バス回数乗車券とタクシー乗車券の選択 ・80歳以上：4千円の電車・バス回数乗車券とタクシー乗車券との選択(各券半額での組合せも可)	
	障がい者	・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ6歳以上70歳未満の方へ：電車・バス回数乗車券またはタクシー料金助成券2千円分を配布。 ・身体障害者手帳1～3級(下肢・体幹・視覚・内部障害)、療育手帳A～B判定、精神障害者保健福祉手帳1～2級の交付を受けている方で自動車税・軽自動車税の減免措置を受けていない方へ：上記に加え、タクシー料金助成券1万5千円分を、そのうち車いす利用者には、さらに介護券2千4百円分を配布。	
	要介護認定者		
2013年度の助成実績	高齢者：52,993,500円 障害者：45,395,400円		

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である		
実施事業の名称			
助成対象			
助成金について	金額()円 → ()年額 ()月額 ()1回のみ		
助成箇所数			

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2013年度実績)は (743)枚

2) 認定書は()毎年発行している

()1回発行すれば翌年以降も使える

3) 介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

()申請書を送付している → 2013年度(1,473)件

()認定書を送付している → 2013年度()件

()自動的に送付していない。

4) 認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

()介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑯介護保険サービス利用人数について (9,314)人(H26 年 3 月 現在)

⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (-)人(年 月 現在)

⑱施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している ()助成していない

⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している ()助成していない

⑳介護保険における通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない

㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない

㉒新しい総合事業について

1) 「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください

国の指針に基づき検討中

2) 実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください(担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)

国の指針に基づき検討中

3. 高齢者医療など 担当課(国保年金課) 電話(0532-51-3138) FAX(0532-56-2813)

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

75歳以上で自立支援医療の支給認定を受けている被保険者に対し、償還払いにより自己負担額分の助成を行っている。

③2014年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (40,733)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (6,978)人

内 ひとり暮らし非課税者(866)人

その他の県基準を上回る市町村独自対象者(140)人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数(744)人 短期保険証発行人数(77)人

差し押さえ(2013年度)件数(2)件、金額(691,500)円

4. 子育て支援策 担当課(子育て支援課) 電話(51-2382) FAX(56-5133)

※2014年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学1年～中学3年の通院(所得制限なし)

ただし、中学生は自己負担の1/2助成で償還払い

②就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

- (○)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報
(○)その他(学校から児童生徒全員にお知らせ配布、PTA新聞掲載、就学通知書に掲載)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

改正前の生活保護基準額の(1.3)倍を基礎として算出した所得基準額
そのほか
生活保護法に基づく保護の停止及び廃止、地方税法第 295 条第 1 項に基づく市民税の非課税、地方税法第 323 条に基づく市民税の減免、地方税法第 72 条の 62 に基づく個人の事業税の減免、地方税法第 367 条に基づく固定資産税の減免、国民年金法第 89 条及び 90 条に基づく国民年金の掛金の減免、国民健康保険法第 77 条に基づく保険税の減免又は徴収の猶予、児童扶養手当法第 4 条に基づく児童扶養手当の支給

3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- () 就学援助認定基準を引き上げた → 【2013 年度 倍 → 2014 年度 倍】
() 何もしていない
(○) その他(下欄にご記入ください)

改正前の生活保護基準額の1.3倍を基礎として算出した所得基準額を据え置いて対応

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

- ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,110,000)円
- ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,334,000)円

5) 申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか ()必要である (○)必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	5,914 人	5,754 人
受給割合	17.9%	17.6%
支給額	396,478 千円	398,648 千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 ()償還払い ()その他

9) 就学援助の項目について ▼ 新入学学用品費として

- (○)学用品費 ()体育実技用具費(○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
(○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
()その他()

③学校給食について(2014年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。

- (○) 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる
児童手当による天引き
法的措置の実施

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

就学援助に認定された児童生徒の給食を無償で提供(現物支給)

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	52 校	校	校	26 校	26 校	230 円
中学校	22 校	校	校	11 校	11 校	265 円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)

1) 件数(136)件 対応職員(6)人、うち専門職(4)人

2) 専門職の職種について (○)児童福祉司 ()社会福祉士 ()臨床心理士 (○)保健師
()保育士 (○)その他(教員)

3) 現状に対する課題

児童虐待を含めた児童相談件数は全国的に増加を続ける傾向にあり、社会の関心が高まるなかで、これまで潜在化していたものが、顕在化する傾向の影響があると考えられます。児童家庭相談の多くを占める、要保護児童等の対応については、一つの機関での対応が困難であることから、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会を活用し、関係機関と連携しながら対応が必要です。

また、新たな課題である所在不明児童への対応が求められています。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

- ・対応する職員の資質向上のための講演会実施および研修への参加
- ・困難事例の対応を行うためアドバイザーを設置
- ・所在不明児童対応情報共有システムの構築

⑤保育について

1) 児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

国の職員配置基準では、1歳児・2歳児6人につき職員を1人配置することとしているが、本市の配置基準は1歳児4.6人につき職員1人、2歳児5.2人につき職員1人を配置することとしており、これに相応する人件費を市単独で補助している。

2) 条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

非常災害対策:風水害等対策の具体的な計画の策定、訓練等の義務付け
 暴力団排除:役員等から暴力団員等を除外、事業による暴力団への利益供与を禁止
 保育室の乳児室面積基準:乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上。(既存保育園については大規模改修までの経過措置あり)
 認定こども園の職員配置:認定こども園である保育所における保育士の数は、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の幼児30人につき1人とする

5. 国民健康保険 担当課(国保年金課)電話(0532-51-2288)FAX(0532-55-2929)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額(12年度は市民税所得割方式)	× (251)%	× (8.71)%	× (9.07)%
	資産割	固定資産税額	× (14)%	× (0)%	× (0)%
	均等割	加入者1人につき	43,500円	24,600円	24,600円
	平等割	1世帯につき	32,400円	66,000円	63,300円
1人当たり調定額(平均保険料)			96,850円	91,173円	90,606円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			6,719円	7,688円	7,550円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

※2013年度から賦課方式を変更しています。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民税方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	46,800円	104,300円	200,900円
	介護分	16,400円	37,600円	72,300円
	後期高齢者支援分	12,200円	32,400円	61,700円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	14,900円	62,700円	180,500円
	後期高齢者支援分	5,200円	22,600円	65,200円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	11,600円	95,900円	162,200円
	後期高齢者支援分	4,100円	34,500円	58,900円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

当該世帯の擬制世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者に、市民税所得割が課税されていないこと。住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当していて、前年の合計所得金額が125万円以下であること。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

納税義務者又は被保険者の傷病・失業・事業休廃止により生活が著しく困難になり、担税力が喪失したと認められる場合。具体的には当該年前年の軽減判定所得が600万円以下で、かつ、当該年の軽減判定見込額が前年に比べて2割以上減額になる時。

④ 資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している→(117)世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数

世帯数(1)世帯 内、乳幼児(-)人、小学生(-)人、中学生(-)人、高校生世代(2)人

上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数

世帯数(0)世帯 内、乳幼児(-)人、小学生(-)人、中学生(-)人、高校生世代(-)人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

() 国の基準どおり実施している

(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

() 高校生世代以下の子どものいる世帯

(○) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

() 病弱者のいる世帯

(○) 次の場合は、交付対象から除外している。

・子ども医療助成制度の対象世帯

・前年度及び当該年度に納付相談等があり、納付確認又は納付約束ができていない世帯

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別の事情が正当と認められる場合

(災害、盗難、病気または負傷、事業を廃止または休止、事業に著しい損失を受けた、前記に類する事由があった場合)

⑤ 短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内(-)人 ・2カ月(-)人 ・3カ月(-)人 ・4カ月(-)人

・5カ月(-)人 ・6カ月(11,826)人 ・1年(-)人 ・その他(-)

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

豊橋市国民健康保険被保険者証の更新時において、前年度第6期以前の保険税に滞納のある世帯

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

(○) 通常の保険証と同じ

() 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑥ 保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1) 差し押さえの基準(基準は設けていないが、納付資力があると認められるにも拘らず、再三の催告にも納付していただけない場合)

2) 分納者への対応(分納は事実上の猶予であり、滞納者の状況に応じ出来る限り早期の完納に導くよう相談及び指導する。)

3) 予告通知書の発行(696)件 ※市税を含む

4) 差押え件数 不動産(161)件 預貯金(98)件 生命保険(12)件(内学資保険(0)件)

その他(0)件()

5) 競売などによる現金化 (2)件 (2,112,307)円

⑦ 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (611)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (50)人

7. 健診事業

担当課(健康増進課) 電話(0532-39-9136) FAX(0532-38-0770)

※2014年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	0円	可 不可		可 不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	3,000円	可 不可	1,000円	可 不可	
	大腸がん	個別・集団	200円	可 不可		可 不可	
	肺がん	個別・集団	500円	可 不可	200円	可 不可	
	子宮がん	個別・集団	1,600円	可 不可	1,000円	可 不可	
	乳がん	超音波	個別・集団	1,300円	可 不可		可 不可
		マンモグラフィー	個別・集団	40歳代 2,300円 50歳以上 1,400円	可 不可	1,000円	可 不可
	前立腺がん	個別・集団	1,200円	可 不可		可 不可	
歯周疾患		個別・集団	無料	可 不可		可 不可	

②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

()実施している ()実施していない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

()実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ ()特定健診とは異なる
()実施していない (30・35歳のみ)

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他(40・45・50・55・60・65・70歳の年に受けられる)

8. 任意予防接種の助成

担当課(健康政策課) 電話(0532-39-9109) FAX(0532-38-0780)

①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額(1回)	自己負担(1回)	助成開始または開始予定年月
成人用肺炎球菌	満75歳以上(9月末まで)	3,000円	医療機関毎	平成25年4月
おたふくかぜ	1歳~2歳未満	2,000円	医療機関毎	平成26年4月
ロタウイルス	ロタリックス 生後6週~24週0日	4,500円	医療機関毎	平成24年10月
	ロタテック 生後6週~32週0日	3,000円		
B型肝炎ウイルス	未実施	円	円	

②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となりますが、市町村独自助成との調整はどのようにされる予定ですか。

上記の任意予防接種の助成を平成26年9月末まで実施(広報紙・医師会を通じて周知)し、10月以降は廃止いたします。

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥介護・福祉労働者の処遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日

	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①アンケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」
- ②介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ③アンケート【2】1の⑮の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ④アンケート【2】1の⑯の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)
- ⑦国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑧アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました